

第 1 回
北九州市特別職議員報酬等審議会
会議資料

平成26年6月
北九州市総務企画局

目 次

1	北九州市特別職議員報酬等審議会委員名簿	1
2	諮問書（写）	2
3	北九州市特別職議員報酬等審議会条例	3
【市長及び副市長の給与月額等】		
4	市長及び副市長の給料月額等	4
5	政令指定都市における市長の例月給与	5
6	政令指定都市における市長の年間給与	6
7	政令指定都市における副市長の例月給与	7
8	政令指定都市における副市長の年間給与	8
9	北九州市における市長及び副市長の給料月額の改定経過	9
10	北九州市における一般職の職員の給与改定状況（前回改定以降）	10
11	政令指定都市における市長の給料月額の改定推移（本市の前回改定以降）	11
【市長及び副市長の退職手当】		
12	市長及び副市長の退職手当制度	12
13	政令指定都市における市長の退職手当	13
14	政令指定都市における副市長の退職手当	14
15	一般職職員の退職手当の引下げ（平成 25 年 7 月 1 日）	15
【参考資料】		
16	政令指定都市の主要財政指標等（平成 24 年度決算）	16
17	政令指定都市の人件費比率（平成 24 年度普通会計決算）	17
18	市長等の給与に関する条例	18
19	市長等の退職手当に関する条例	19
20	平成 6 年答申書	20

北九州市特別職議員報酬等審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
香月 きょう子	北九州市医師会理事
加藤 美佐子	北九州市婦人会連絡協議会会長
兒玉 雄太	北九州青年会議所理事長
津留 小牧	公募委員
永井 博文	北九州市自治会総連合会会長代理
羽田野 隆士	北九州商工会議所専務理事
原田 美紀	福岡県弁護士会北九州部会弁護士
福島 昭一	日本労働組合総連合会福岡県連合会 北九州地域協議会議長
松村 佐和子	北九州市女性団体連絡会議会長
森山 寛	産業医科大学理事長

北九総人給第160号
平成26年6月3日

北九州市特別職議員報酬等審議会 様

北九州市長 北橋 健治

市長及び副市長の給料の額等について（諮問）

市長及び副市長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

また、市長及び副市長の退職手当の額についても、関連事項として参考意見を求めます。

北九州市特別職議員報酬等審議会条例

昭和39年10月1日
条例第138号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、北九州市特別職議員報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、北九州市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

市長及び副市長の給料月額等

市長及び副市長の給料月額等

(単位：円)

区 分		市 長	副市長
例月給与 〔平成26年4月1日現在〕	給料月額	1,340,000	1,060,000
		(1,206,000)	(954,000)
	地域手当 (給料月額の3%)	40,200	31,800
		(36,180)	(28,620)
	合 計	1,380,200	1,091,800
		(1,242,180)	(982,620)
期末手当 (平成25年度実績)	夏季	2,740,836	2,168,124
		(2,466,753)	(1,951,312)
	冬季	2,936,610	2,322,990
		(2,642,949)	(2,090,691)
	年間	5,677,446	4,491,114
		(5,109,702)	(4,042,003)
年間給与	22,239,846	17,592,714	
	(20,015,862)	(15,833,443)	

※市長及び副市長は平成25年4月1日～平成27年3月31日までの間、給料月額、地域手当及び期末手当について▲10%の減額支給措置を実施

※()内は減額措置後の額

政令指定都市における市長の例月給与

(平成26年4月1日現在)

区 分	地域手当を含めた例月給与 (円)			給料月額 (円)	
		地域手当率	順位		順位
名古屋市	1,613,700	10%	1	1,467,000	1
横浜市	1,599,360	12%	2	1,428,000	2
大阪市	1,562,000	10%	3	1,420,000	3
神戸市	1,551,000	10%	4	1,410,000	4
京都市	1,529,000	10%	5	1,390,000	5
福岡市	1,430,000	10%	6	1,300,000	9
川崎市	1,400,000	12%	7	1,250,000	12
さいたま市	1,392,160	12%	8	1,243,000	14
仙台市	1,388,600	6%	9	1,310,000	7
北九州市	1,380,200	3%	10	1,340,000	6
広島市	1,349,300	3%	11	1,310,000	7
札幌市	1,318,400	3%	12	1,280,000	10
千葉市	1,309,000	10%	13	1,190,000	15
堺市	1,309,000	10%	13	1,190,000	15
浜松市	1,277,000	—	15	1,277,000	11
相模原市	1,250,490	9.5%	16	1,142,000	19
静岡市	1,250,000	—	17	1,250,000	12
岡山市	1,193,640	2.9%	18	1,160,000	18
新潟市	1,163,000	—	19	1,163,000	17
熊本市	1,132,000	—	20	1,132,000	20
政令市平均	1,369,893	—	—	1,282,600	—
福岡県	1,414,125	4.75%	—	1,350,000	—

※都市の並びは「地域手当を含めた例月給与」の高い順

政令指定都市における市長の年間給与

(平成26年4月1日現在)

区 分	年間給与(円)		給料月額(円)		地域手当を含めた例月給与(円)			期末手当 (円)
		順位		順位	地域 手当率	順位		
横浜市	26,869,247	1	1,428,000	2	1,599,360	12%	2	7,676,927
名古屋市	26,158,810	2	1,467,000	1	1,613,700	10%	1	6,794,410
大阪市	26,147,880	3	1,420,000	3	1,562,000	10%	3	7,403,880
神戸市	25,870,680	4	1,410,000	4	1,551,000	10%	4	7,258,680
京都市	24,785,785	5	1,390,000	5	1,529,000	10%	5	6,437,785
福岡市	23,180,950	6	1,300,000	9	1,430,000	10%	6	6,020,950
川崎市	22,677,875	7	1,250,000	12	1,400,000	12%	7	5,877,875
広島市	22,587,282	8	1,310,000	7	1,349,300	3%	11	6,395,682
さいたま市	22,550,878	9	1,243,000	14	1,392,160	12%	8	5,844,958
仙台市	22,405,847	10	1,310,000	7	1,388,600	6%	9	5,742,647
北九州市	22,239,846	11	1,340,000	6	1,380,200	3%	10	5,677,446
千葉市	21,912,660	12	1,190,000	15	1,309,000	10%	13	6,204,660
堺市	21,912,660	12	1,190,000	15	1,309,000	10%	13	6,204,660
札幌市	21,431,936	14	1,280,000	10	1,318,400	3%	12	5,611,136
静岡市	20,850,000	15	1,250,000	12	1,250,000	—	17	5,850,000
浜松市	20,668,245	16	1,277,000	11	1,277,000	—	15	5,344,245
相模原市	20,274,839	17	1,142,000	19	1,250,490	9.5%	16	5,268,959
岡山市	20,034,372	18	1,160,000	18	1,193,640	2.9%	18	5,710,692
新潟市	18,073,020	19	1,163,000	17	1,163,000	—	19	4,117,020
熊本市	17,591,280	20	1,132,000	20	1,132,000	—	20	4,007,280
政令市平均	22,411,205	—	1,282,600	—	1,369,893	—	—	5,972,495
福岡県	22,971,127	—	1,350,000	—	1,414,125	4.75%	—	6,001,627

※都市の並びは「年間給与」の高い順

政令指定都市における副市長の例月給与

(平成26年4月1日現在)

区 分	地域手当を含めた例月給与 (円)			給料月額 (円)	
		地域手当率	順位		順位
横浜市	1,285,760	12%	1	1,148,000	1
大阪市	1,243,000	10%	2	1,130,000	2
神戸市	1,221,000	10%	3	1,110,000	3
名古屋市	1,210,000	10%	4	1,100,000	4
京都市	1,210,000	10%	4	1,100,000	4
福岡市	1,144,000	10%	6	1,040,000	8
川崎市	1,108,800	12%	7	990,000	11
さいたま市	1,094,240	12%	8	977,000	13
北九州市	1,091,800	3%	9	1,060,000	6
堺市	1,089,000	10%	10	990,000	11
広島市	1,081,500	3%	11	1,050,000	7
仙台市	1,081,200	6%	12	1,020,000	10
札幌市	1,060,900	3%	13	1,030,000	9
千葉市	1,056,000	10%	14	960,000	14
相模原市	1,023,825	9.5%	15	935,000	17
岡山市	946,680	2.9%	16	920,000	19
静岡市	940,000	—	17	940,000	15
新潟市	939,000	—	18	939,000	16
浜松市	928,000	—	19	928,000	18
熊本市	883,000	—	20	883,000	20
政令市平均	1,081,885	—	—	1,012,500	—
福岡県	1,131,300	4.75%	—	1,080,000	—

※都市の並びは「地域手当を含めた例月給与」の高い順

政令指定都市における副市長の年間給与

(平成26年4月1日現在)

区 分	年間給与(円)		給料月額(円)		地域手当を含めた例月給与(円)			期末手当 (円)
		順位		順位		地域 手当率	順位	
横浜市	21,600,767	1	1,148,000	1	1,285,760	12%	1	6,171,647
大阪市	20,807,820	2	1,130,000	2	1,243,000	10%	2	5,891,820
神戸市	20,366,280	3	1,110,000	3	1,221,000	10%	3	5,714,280
名古屋市	19,614,650	4	1,100,000	4	1,210,000	10%	4	5,094,650
京都市	19,614,650	4	1,100,000	4	1,210,000	10%	4	5,094,650
福岡市	18,544,760	6	1,040,000	8	1,144,000	10%	6	4,816,760
堺市	18,229,860	7	990,000	11	1,089,000	10%	10	5,161,860
広島市	18,104,310	8	1,050,000	7	1,081,500	3%	11	5,126,310
川崎市	17,960,877	9	990,000	11	1,108,800	12%	7	4,655,277
さいたま市	17,725,026	10	977,000	13	1,094,240	12%	8	4,594,146
千葉市	17,677,440	11	960,000	14	1,056,000	10%	14	5,005,440
北九州市	17,592,714	12	1,060,000	6	1,091,800	3%	9	4,491,114
仙台市	17,445,774	13	1,020,000	10	1,081,200	6%	12	4,471,374
札幌市	17,246,011	14	1,030,000	9	1,060,900	3%	13	4,515,211
相模原市	16,599,803	15	935,000	17	1,023,825	9.5%	15	4,313,903
岡山市	15,873,842	16	920,000	19	946,680	2.9%	16	4,513,682
静岡市	15,679,200	17	940,000	15	940,000	—	17	4,399,200
浜松市	15,019,680	18	928,000	18	928,000	—	19	3,883,680
新潟市	14,592,060	19	939,000	16	939,000	—	18	3,324,060
熊本市	13,721,820	20	883,000	20	883,000	—	20	3,125,820
政令市平均	17,700,867	—	1,012,500	—	1,081,885	—	—	4,718,244
福岡県	18,376,902	—	1,080,000	—	1,131,300	4.75%	—	4,801,302

※都市の並びは「年間給与」の高い順

北九州市における市長及び副市長の給料月額の変遷

区 分		市 長	副市長
昭和38年2月10日		155,000円	125,000円
昭和38年7月20日	給料月額	180,000円	150,000円
	引上率	16.1%	20.0%
昭和40年10月1日	給料月額	200,000円	170,000円
	引上率	11.1%	13.3%
昭和43年10月1日	給料月額	300,000円	250,000円
	引上率	50.0%	47.1%
昭和46年7月1日	給料月額	400,000円	330,000円
	引上率	33.3%	32.0%
昭和48年10月1日	給料月額	460,000円	370,000円
	引上率	15.0%	12.1%
昭和50年6月1日	給料月額	630,000円	500,000円
	引上率	37.0%	35.1%
昭和52年10月1日	給料月額	820,000円	640,000円
	引上率	30.2%	28.0%
昭和55年7月1日	給料月額	930,000円	730,000円
	引上率	13.4%	14.1%
昭和61年6月1日	給料月額	1,030,000円	810,000円
	引上率	10.8%	11.0%
平成2年4月1日	給料月額	1,180,000円	930,000円
	引上率	14.6%	14.8%
平成6年4月1日	給料月額	1,340,000円	1,060,000円
	引上率	13.6%	14.0%

北九州市における一般職の職員の給与改定状況（前回改定以降）

区 分	給与改定率	累積改定率
平成6年度	1.22%	1.22%
平成7年度	0.91%	2.14%
平成8年度	0.97%	3.13%
平成9年度	1.05%	4.21%
平成10年度	0.76%	5.01%
平成11年度	0.20%	5.22%
平成12年度	0.00%	5.22%
平成13年度	0.05%	5.27%
平成14年度	▲ 2.02%	3.14%
平成15年度	▲ 1.27%	1.83%
平成16年度	0.16%	2.00%
平成17年度	▲ 1.96%	0.00%
平成18年度	0.31%	0.31%
平成19年度	0.14%	0.45%
平成20年度	0.41%	0.86%
平成21年度	▲ 0.25%	0.61%
平成22年度	▲ 0.21%	0.40%
平成23年度	▲ 0.13%	0.27%
平成24年度	0.00%	0.27%
平成25年度	0.00%	0.27%

政令指定都市における市長の給料月額の変遷推移(本市の前回改定以降)

(単位:千円)

区分	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
北九州市	1,340	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
札幌市	1,280	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
仙台市	1,310	→	1,330	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,310	→	→	→	→	→	→	→	→
さいたま市											1,146	1,310	→	→	→	1,243	→	→	→	→	→
千葉市	1,145	→	1,250	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,190	→	→	→	→	→	→	→	→
川崎市	1,280	→	→	1,330	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,250	→	→	→	→	→	→	→
横浜市	1,360	1,480	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,466.5	1,453	→	1,428	→	→	→
相模原市																	1,142	→	→	→	→
新潟市														1,163	→	→	→	→	→	→	→
静岡市												1,160	→	1,250	→	→	→	→	→	→	→
浜松市														1,277	→	→	→	→	→	→	→
名古屋市	1,470	→	→	1,540	→	→	→	→	→	→	→	→	1,494	1,467	→	→	→	→	→	→	→
京都市	1,300	→	1,390	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
大阪市	1,450	→	1,550	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,500	→	→	→	→	1,420	→	→	→
堺市													1,190	→	→	→	→	→	→	→	→
神戸市	1,410	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
岡山市																1,240	1,160	→	→	→	→
広島市	1,280	→	1,310	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
福岡市	1,350	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	1,300	→	→	→	→	→
熊本市																			1,132	→	→

※網掛けは、給料月額の引下げがあったことを意味する

市長及び副市長の退職手当

市長及び副市長の退職手当制度

1. 退職手当の算定方法

$$\text{給料月額} \times \text{支給割合} \times \text{在職月数(任期满了の場合48月)}$$

2. 退職手当の支給額(任期4年満了の場合)

区分	算定方法			退職手当額		
	給料月額	×	支給割合		×	在職月数
市長	1,340,000円	×	60/100	×	48月	38,592,000円
副市長	1,060,000円	×	45/100	×	48月	22,896,000円

3. 改定経過

改正日	支給基準
昭和55年9月以前	・一般職と同様に算出した額 + 加算額(議決事項)
昭和55年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の退職手当について独立した条例を制定(市長等の退職手当に関する条例) ○支給割合 <ul style="list-style-type: none"> 市長 在職1月につき 75/100 助役 " " 55/100 収入役 " " 40/100 ○支給時期 任期ごと
昭和58年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の退職手当水準引下げに合わせ、支給割合を引下げ 市長 75/100 → 60/100 助役 55/100 → 45/100 収入役 40/100 → 33/100

政令指定都市における市長の退職手当

(平成26年4月1日現在)

区 分	退職手当支給額 (円)		給料月額 (円)	支給割合
		順位		
名古屋市	42,249,600	1	1,467,000	0.60
神戸市	41,961,600	2	1,410,000	0.62
広島市	40,872,000	3	1,310,000	0.65
大阪市	39,532,800	4	1,420,000	0.58
北九州市	38,592,000	5	1,340,000	0.60
仙台市	37,728,000	6	1,310,000	0.60
さいたま市	35,798,400	7	1,243,000	0.60
横浜市	35,642,880	8	1,428,000	0.52
京都市	35,361,600	9	1,390,000	0.53
熊本市	33,144,960	10	1,132,000	0.61
千葉市	33,129,600	11	1,190,000	0.58
新潟市	31,261,440	12	1,163,000	0.56
川崎市	31,200,000	13	1,250,000	0.52
福岡市	31,200,000	13	1,300,000	0.50
岡山市	30,624,000	15	1,160,000	0.55
札幌市	30,105,600	16	1,280,000	0.49
堺市	28,560,000	17	1,190,000	0.50
静岡市	24,000,000	18	1,250,000	0.40
相模原市	21,926,400	19	1,142,000	0.40
浜松市	20,000,000	20	1,277,000	定額
政令市平均	33,144,544	—	1,282,600	0.55
福岡県	34,992,000	—	1,350,000	0.54

※都市の並びは「退職手当支給額」の高い順

政令指定都市における副市長の退職手当

(平成26年4月1日現在)

区 分	退職手当支給額 (円)		給料月額 (円)	支給割合
		順位		
神戸市	26,640,000	1	1,110,000	0.50
大阪市	25,492,800	2	1,130,000	0.47
名古屋市	23,760,000	3	1,100,000	0.45
広島市	23,688,000	4	1,050,000	0.47
北九州市	22,896,000	5	1,060,000	0.45
横浜市	22,041,600	6	1,148,000	0.40
京都市	21,648,000	7	1,100,000	0.41
仙台市	19,584,000	8	1,020,000	0.40
札幌市	19,281,600	9	1,030,000	0.39
福岡市	18,969,600	10	1,040,000	0.38
さいたま市	18,758,400	11	977,000	0.40
千葉市	18,432,000	12	960,000	0.40
川崎市	18,057,600	13	990,000	0.38
堺市	17,107,200	14	990,000	0.36
新潟市	16,676,640	15	939,000	0.37
熊本市	14,834,400	16	883,000	0.35
相模原市	13,464,000	17	935,000	0.30
岡山市	13,248,000	18	920,000	0.30
静岡市	11,280,000	19	940,000	0.25
浜松市	10,000,000	20	928,000	定額
政令市平均	18,792,992	—	1,012,500	0.39
福岡県	21,254,400	—	1,080,000	0.41

※都市の並びは「退職手当支給額」の高い順

一般職職員の退職手当の引下げ(平成25年7月1日)

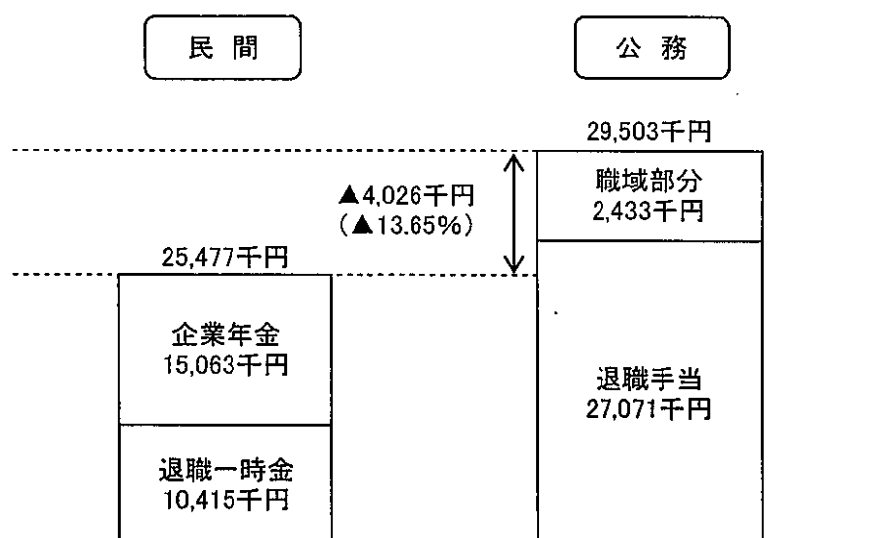
退職給付の支給水準の官民格差(▲4,026千円)の解消を理由とした国家公務員の退職手当水準の引下げに準じ、退職手当の支給割合を段階的に引下げ。

期 間	最高限度 支給割合	平均 削減率	削減額 (最高限度支給割合の場合)
平成25年6月30日以前	59.28月	—	—
平成25年7月1日 ～平成26年3月31日	55.86月	▲4.1% (▲5.8%)	※平成25年度末退職者 約▲150万円
平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	52.44月	▲10.0% (▲11.5%)	※平成26年度末退職者 約▲300万円
平成27年4月1日以降	49.59月	▲15.0% (▲16.3%)	※平成27年度末退職者～ 約▲420万円

※平均削減率の()内は、最高限度支給割合の削減率

<参考> 退職給付水準の官民格差(平成24年3月人事院公表)

<p>年金(使用者拠出分)、退職一時金を合わせた退職給付総額での官民比較 民間 25,477千円、公務29,503千円(4,026千円(13.65%)公務が上回る) <同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較></p>
--



《調査対象》

企業規模50人以上の民間企業約35,700社から抽出した6,314社(回答は3,614社)

参 考 资 料

政令指定都市の主要財政指標等（平成24年度決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H25.3.31) 人		財政力 指数		経常収支 比率		実質公債費 比率		将来負担 比率	
		順位		順位		順位		順位		順位
横浜市	3,707,843	1	0.96	4	95.6	11	15.4	18	200.4	17
大阪市	2,663,467	2	0.90	7	101.9	20	9.4	5	180.8	14
名古屋市	2,247,645	3	0.99	2	99.8	18	12.1	14	188.4	15
札幌市	1,919,664	4	0.69	18	94.3	9	7.6	4	90.8	7
神戸市	1,555,160	5	0.74	16	91.5	5	10.9	8	120.2	10
福岡市	1,459,411	6	0.84	10	91.7	7	14.6	17	191.9	16
川崎市	1,425,472	7	1.00	1	99.4	17	10.1	6	106.3	8
京都市	1,420,373	8	0.75	14	100.3	19	13.8	16	235.4	18
さいたま市	1,246,180	9	0.97	3	92.8	8	5.4	3	34.1	2
広島市	1,180,176	10	0.80	13	96.8	14	15.9	19	238.7	19
仙台市	1,038,522	11	0.84	10	96.5	12	11.3	10	141.2	12
北九州市	982,763	12	0.69	18	97.7	16	10.8	7	170.3	13
千葉市	958,161	13	0.95	6	97.5	15	19.5	20	261.1	20
堺市	849,348	14	0.83	12	96.7	13	4.9	2	36.9	3
浜松市	812,762	15	0.85	9	89.6	3	11.5	12	28.3	1
新潟市	805,767	16	0.70	17	91.2	4	11.3	10	113.5	9
熊本市	731,815	17	0.66	20	89.1	2	11.1	9	120.7	11
静岡市	719,188	18	0.89	8	91.5	5	11.5	12	87.3	6
相模原市	710,798	19	0.96	4	95.4	10	3.8	1	43.2	4
岡山市	701,923	20	0.75	14	88.2	1	13.5	15	64.0	5
政令市平均	1,356,822	—	0.84	—	96.0	—	11.5	—	150.5	—

※総務省統計局ホームページから転記

※都市の並びは「住民基本台帳人口（H25.3.31）」の多い順

【財政力指数】・・・地方公共団体の財政力を示す指数で、この指数が高いほど財源に余裕があるといえる

【経常収支比率】・・・財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的に収入される地方税等が、義務的で固定的に支出される経費（人件費、扶助費等）にどの程度充当されているかを示す割合

【実質公債費比率】・・・標準財政規模に対する一年間で支払った借入金返済額などの割合

【将来負担比率】・・・標準財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合

【標準財政規模】・・・標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模

政令指定都市の人員費比率（平成24年度普通会計決算）

（単位：人、億円）

区 分	人員費比率		人員費決算		職員数 〈普通会計〉 (H25. 4. 1)		職員数 〈全会計〉 (H25. 4. 1)	
		順位		順位		順位		順位
福岡市	10.3	1	777.5	9	7,829	9	9,549	9
仙台市	10.6	2	637.8	12	6,587	11	9,534	10
札幌市	11.7	3	977.1	6	10,877	6	14,304	5
北九州市	13.1	4	688.5	11	6,499	12	8,486	12
大阪市	13.7	5	2322.8	1	23,654	1	35,689	1
横浜市	14.0	6	1966.0	2	19,712	2	26,931	2
広島市	14.2	7	813.3	8	7,955	8	11,465	8
堺市	14.4	8	497.7	15	4,852	17	5,483	19
新潟市	15.0	9	529.1	14	5,610	14	7,382	13
千葉市	15.4	10	568.5	13	5,939	13	7,254	14
京都市	15.7	11	1164.1	5	10,990	5	13,771	6
神戸市	16.0	12	1215.8	4	11,471	4	14,948	4
静岡市	16.1	13	450.4	17	4,577	19	6,248	16
浜松市	16.2	14	437.1	19	5,050	15	5,572	18
川崎市	16.3	15	924.0	7	10,013	7	13,290	7
名古屋市	16.4	16	1644.1	3	16,625	3	25,110	3
相模原市	16.9	17	422.7	20	4,380	20	4,586	20
さいたま市	17.1	18	730.5	10	7,463	10	8,907	11
岡山市	17.1	18	438.7	18	4,706	18	5,807	17
熊本市	17.2	20	477.6	16	4,922	16	6,440	15
政令市平均	14.9	—	884.2	—	8,986	—	12,038	—

※総務省統計局ホームページから転記
 ※都市の並びは「人員費比率」の小さい順

市長等の給与に関する条例

〔昭和38年4月26日
条例第74号〕

(目的)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、市長、副市長、常勤の監査委員及び公営企業の管理者(以下「市長等」という。)の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 市長等に対しては、別表に掲げる給料を支給する。

(その他の給与)

第3条 市長等に対しては、給料のほか、北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例に準じ、地域手当及び期末手当を支給する。

2 略

(準用)

第4条 この条例に基づく給与の支給については、給与条例の規定を準用する。

(重複給与の調整)

第5条 市長等が任期満了その他の理由により、離職した場合において、離職した月に再任されたときは、給料の支給については引き続き在職したものとみなす。

2 市長等が離職した月に他の職員となつた場合でも、その月分の給料を重複して支給しない。

3 一般職に属する者が離職した月に市長等になつた場合においてもまた同様とする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

別表

種別	給料月額
市長	1,340,000円
副市長	1,060,000円
略	略
略	略

付則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年2月10日から適用する。

市長等の退職手当に関する条例

〔昭和55年10月15日〕
〔条例第28号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、市長等が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、任期ごとに支給する。

3 略

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の60

(2) 副市長 100分の45

(3) 略

2 略

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、市長等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定により計算した在職期間に係る月数が市長等の任期に係る年数を月数に換算した場合の当該月数を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該月数を同項に規定する在職期間とする。

(在職期間の通算)

第5条 略

第6条 略

(退職手当の支給制限)

第7条 禁錮以上の刑に処せられて失職し、又は懲戒処分として免職された市長等には、退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(一般職の職員等となった者の取扱い)

第8条 略

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給、返納その他の取扱いについては、一般職等の退職手当支給条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年6月30日から適用する。

平成6年2月10日

北九州市長 末 吉 興 一 様

北九州市特別職報酬等審議会

会長 野 崎 和 昭

北九州市特別職の報酬等の改定について (答申)

平成6年1月20日日本審議会に対し諮問のあった上記のことについて、別紙のとおり答申します。

北九州市特別職の報酬等の改定に関する答申

本審議会は、平成6年1月20日市長から「北九州市議会議員の報酬月額並びに市長、助役及び収入役の給料月額の改定について、意見を求める」旨の諮問を受けた。

それ以来、本審議会は、政令指定都市をはじめとする他の地方公共団体の特別職との比較、一般職に属する地方公務員の給与水準の動向、本市の財政状況など、特別職の報酬等の審議に必要な多くの資料に基づき、今回の報酬等の改定が昨今の厳しい社会経済情勢下で行われること等を含め、各委員相互に十分意見を交換し、あらゆる角度から慎重に審議を重ねた。

1 特別職の報酬等の実態

本市の特別職の報酬等は、平成2年4月に改定され、それ以降、3年10月を経過し、現在に至っている。その間、国及び他の地方公共団体の特別職の報酬等については、逐次改定がなされており、現在の本市の特別職の報酬等の額は、他の政令指定都市等のそれと比較してみると、かなり均衡を失していることが認められる。

また、一般職の給与との均衡については、前回改定以降一般職は4回給与改定が行われており、その累積給与改定率は約13%に達しているにもかかわらず、特別職の報酬等は据え置かれている。

この結果、一般職の局長のうち過半数の者の給与が収入役の給与を上回るなどの状況が生じている。

2 特別職の報酬等の改定についての基本的な考え方

市議会議員は、非常勤の職ではあるが、高齢化社会を迎えての住民要望の多様化、社会構造の変化等に伴い、議員の活動分野はますます広がり、その職務内容は複雑多岐にわたって専門化、高度化しており、職務遂行のためには高度の専門的調査研究をはじめ、常勤的な活動が必要とされるところである。

また、三役については、ますます複雑、多様化する大都市行政の最高責任者としてその職責は極めて重大なものがあり、特に昨今の厳しい社会経済情勢下において本市の活力ある大都市としての一層の発展をめざした「北九州ルネッサンス構想」題二次実施計画の推進に一層の努力を

することが強く期待される場所である。

これらのことを考慮するとき、市議会議員の報酬及び三役の給料は、市政の推進者として市民の信託に十分応えるべく、その職務と責任を全うするにふさわしいものでなければならないものとする。

更に、特別職の報酬等の額の改定に当たっては、国及び他の政令指定都市等の特別職の報酬等の額との均衡、一般職の給与との均衡、その他社会経済情勢等を十分勘案しなければならないと考えるところである。

3 特別職の報酬等の改定額等

以上の1及び2に掲げる特別職の報酬等の実態及び特別職の報酬等の改定についての基本的な考え方を前提として、慎重に審議した結果、本審議会では現在の市議会議員の報酬及び三役の給料を下記のとおり改定すべきであるとの結論に達した。

なお、前回の北九州市特別職報酬等審議会の答申において言及がなされている収入役の給料については、当面従来の経緯を尊重することが適当と判断した。

記

(1) 報酬等の額

議 長	報酬月額	1, 090, 000円
副 議 長	報酬月額	980, 000円
議 員	報酬月額	880, 000円
市 長	給料月額	1, 340, 000円
助 役	給料月額	1, 060, 000円
収 入 役	給料月額	880, 000円

(2) 改定の実施時期

平成6年4月1日

北九州市特別職報酬等審議会

会	長	野	崎	和	昭
会	長代理	小	野	喜	孝
委	員	石	田	ヒロノ	
委	員	蔵	野	ツ	シ
委	員	島	内	正	人
委	員	清	水	洋	一
委	員	津	田		恵
委	員	花	田	勝	實
委	員	盛	貞	人	士
委	員	吉	澤	治	由